共同生活住居を追加する際にご提出いただく書類の一覧

※追加の際は事前相談が必須となります。

次の書類を開始予定月の前月１０日までにご提出ください。（体制届・加算の算定書類は開始予定日の前月１５日までに事前に給付担当へ提出してください。）

なお、変更日の前に現地確認をさせていただきます。

また、複数の共同生活住居を同時に追加する場合は、それぞれの共同生活住居の①から⑬までの書類を提出ください。

1. 様式第２３号　変更届出書
2. 付表６　共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項
3. 付表６　その２

→すべての共同生活住居を記載してください。

1. 案内図
2. 建物の構造概要、各部屋の写真及び平面図（参考様式１）
3. 設備・備品一覧表（参考様式２）
4. 他法順守の確認書（参考様式１０）
5. 土地・建物の登記事項証明書（原本）
6. 土地・建物の賃貸借契約書又は確約書

→賃貸の場合は必要です。

1. 建物の検査済証の写し・建築士の意見書

→違法建築物ではないこと、建築基準法に基づく用途変更を行っていること。  
（用途変更後の確認済証の写しを添付。用途変更申請が不要な場合は建築士の意見書）

1. 耐震診断の結果表

→昭和５６年建築基準法改正前の建物については必要になります。

1. 防火対象物使用開始届出書等

　　→消防署に確認し必要な手続きを行ってください。届出が必要ない場合はその旨を確認した相談記録等をご提出ください。

1. 消防用設備の設置状況

　　→平面図にどこに設置されているか書き込む等、設置場所がわかる書類をご提出ください。

1. 運営規程

　　→新規の共同生活住居について書き加えたものをご提出ください。

1. 勤務体制・形態一覧表（参考様式５）

　　→どの従業者がどの共同生活住居で勤務するのか、わかるように記載してください。

1. 資産状況

→直近の決算書をご提出ください。法人設立から１年未満で決算書がない場合は、１年間の収支予算書と事業に使用している口座の残高証明書をご提出ください。